

## 鹿 児 島 県 公 報

令 和 6 年 7 月 5 日 ( 金 ) 第 529 号 の 3



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 ( 毎 週 火 , 金 )

## 目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

## 告 示

○土地収用法による事業の認定

(監理課取扱い) 1

## 告 示

## 鹿 児 島 県 告 示 第 526 号

土地収用法 (昭和26年法律第219号。以下「法」という。)第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

令 和 6 年 7 月 5 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

- 1 起業者の名称  
いちき串木野市
- 2 事業の種類  
市道都心平江線改築工事 (鹿 児 島 県 い ち き 串 木 野 市 平 江 地 内 ) 及 び こ れ に 伴 う 市 道 付 替 工 事
- 3 起業地
  - (1) 収用の部分  
鹿 児 島 県 い ち き 串 木 野 市 平 江 地 内
  - (2) 使用の部分  
鹿 児 島 県 い ち き 串 木 野 市 平 江 地 内
- 4 事業の認定をした理由
  - (1) 法第20条第1号の要件への適合性について  
市道都心平江線改築工事及びこれに伴う市道付替工事 (以下「本件事業」という。)は、鹿 児 島 県 い ち き 串 木 野 市 東 塩 田 町 地 内 を 起 点 と し 、 同 市 平 江 地 内 を 終 点 と す る 延 長 336 メートルの区間 (以下「本件区間」という。)を全体計画区間とする市道改築工事及びこれに伴う市道付替工事であり、申請に係る事業は、本件区間のうち、同市東塩田町地内から同市平江地内の五反田川右岸までの延長127メートルを除いた同市平江地内の延長209メートルである。  
本件事業のうち、市道都心平江線改築工事 (以下「本体事業」という。)及び本体事業の施行により遮断される市道の従来の機能を回復するための市道付替工事 (以下「関連事業」という。)は、いずれも道路法 (昭和27年法律第180号) 第3条第4項に掲げる市町村道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。  
したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。
  - (2) 法第20条第2号の要件への適合性について  
市道都心平江線 (以下「本路線」という。)は、道路法第8条の規定に基づき、いちき串木野市長が市道に認定した路線であり、いちき串木野市は、同法第16条の規定により本路線の道路管理者であることなどから、起業者であるいちき串木野市は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。  
したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

## (3) 法第20条第3号の要件への適合性について

## ア 得られる公共の利益

いちき串木野市の道路交通網は、南北に縦貫する南九州西回り自動車道及び一般国道3号を軸とし、主要幹線道路がこれに接続して基幹道路交通網を形成している。五反田川左岸に広がる市街地では、旭町のロータリー交差点を中心に幹線市道が放射状に整備され、これらに接続する一般市道が網目状に配置されている。

一方、五反田川右岸側の平江地区は、中心市街地を結ぶ南北の幹線道路が存しておらず、中心市街地へ向かう際には、一般国道3号又は県道川内串木野線に大きく迂回することを余儀なくされている。

迂回路である一般国道3号及び県道川内串木野線については、五反田川を渡河する五反田橋と平江橋の距離が約1キロメートル離れているうえ、一般国道3号においては、朝夕の通勤時間帯を中心に交通混雑が発生し、混雑度が1.33に達するなど周辺住民の日常生活に支障をきたしている。

また、平江地区から串木野小学校への通学路は、市道野元平江線、一般国道3号を経由し県道串木野樋脇線を利用するルートが最短であるにもかかわらず、見通しの悪い歩道未整備区間が存しているなど安全性が確保できていないことから、迂回して通学するよう学校が指導している。

いちき串木野市は東シナ海に面しており、市街地では海拔20メートル以下の土地が大部分を占めているため、津波が発生した場合には市街地から五反田川の北側丘陵地へ速やかに避難する必要がある。

また、川内原子力発電所からおおむね5～30キロメートルに位置し、内閣府からUPZ（緊急防護措置を準備する区域）として指定を受けており、原子力発電所の事故等が発生した場合には、UPZ圏外（いちき串木野市における避難先：鹿児島市、枕崎市、指宿市及び南九州市）への避難が必要となるため、これらの災害等が発生した場合には、五反田川を渡河する橋りょうに交通が集中することが予測される。

本件事業の実施により、五反田川右岸側の平江地区といちき串木野市中心市街地をほぼ最短距離で結ぶ2車線の道路が整備されることから所要時間の短縮及び一般国道3号の交通緩和が図られるとともに、歩道整備により、児童の通学や近隣住民の安全な歩行が確保される。

また、周辺地域において大規模な災害が発生した場合の避難・救援道路が新たに確保されることから、地域の民生の安定に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

## イ 失われる利益

本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）及び鹿児島県環境影響評価条例（平成12年鹿児島県条例第26号）に基づく環境影響評価が義務づけられた事業には該当しないが、起業者が環境影響評価法等に準じて、任意で大気質、騒音及び振動について環境影響調査を実施した結果、いずれの評価項目においても環境基準等を満足するとされている。

また、起業者において、起業地区間及びその周辺に生息及び生育する希少な動植物への事業実施による影響について、現地調査を実施するとともに専門家の意見を踏まえ事業が環境に与える影響について検討を行っており、その結果、全体計画区間周辺には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）等により、保護のために特別の措置を講ずべき動植物は見受けられていない。

さらに、本件区間内には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しないことを確認しており、本件事業の施行に伴い文化財と認められる遺構等が発掘された場合には、いちき串木野市教育委員会と協議を実施のうえ、必要に応じて発掘調査等の適切な措置を講じ、文化財の保護に努めることとしている。

なお、本体事業の施行により五反田川右岸地域の農地が分断されることとなるが、農

地への進入路を新たに設けることで従前の機能回復を図ることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本体事業は、いちき串木野市道の構造の技術的基準に関する条例（平成24年いちき串木野市条例第31号）第5条第2項による第3種第4級の規格に基づく2車線の道路を建設する事業であり、本体事業の計画は同条例等の規格に適合していると認められる。

また、本体事業の起業地の選定においては、市道都心平江線（以下「申請案」という。）及び市道南東塩田線の2路線による検討が行われた。その結果、申請案は、移転物件数は多くなるものの、用地取得面積は少なく、既存の橋りょう（五反田橋及び平江橋）のほぼ中間地点を渡河し、いちき串木野市中心市街地と市道野元平江線をほぼ最短距離で結ぶため利便性が良いこと、施行難易度の高い橋りょうの施行延長も短く、河川をほぼ直角に横断するため容易であること、施工費が廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

さらに、関連事業の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものであると認められる。

したがって、関連事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越し、また、事業計画も合理的であることから、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められる。

したがって、本件事業は、土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

ア 本件事業を早期に施行する必要性

(3)アで述べたように、平江地区と中心市街地を結ぶ幹線道路を整備することにより、当該区間の所要時間の短縮及び一般国道3号の交通混雑の解消を図るとともに、児童の通学や近隣住民の安全な歩行を確保する必要があることなどから、早期に本件事業を施行する必要があると認められる。

また、平江、野元、三井及び深田下の4地区の自治会で構成される野平地区コミュニティ協議会より本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する公益上の必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、使用の範囲は、関連事業で施行する側溝及び擁壁設置工事に伴い隣接する土地を掘削するための用地として工事期間中一時的に使用するものであり、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

いちき串木野市役所都市建設課